

給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されています。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生等の約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくありません。

そのような中、政府は、本年6月2日に閣議決定したニッポン一億総活躍プランにおいて、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することとしています。

現在、OECDに加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけとなっています。

よって、国におかれては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項を実現することを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 貧困の連鎖を断ち切るため、奨学金、授業料減免などの支援を拡充するとともに、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げるとともに、返還期限の猶予などの救済措置の周知と拡充を図ること。

- 5 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金制度の周知を徹底すること。

平成28年 9 月16日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

宛

長野市議会議長 小 林 義 直